

Title	死刑廢止の歴史 (二・完) : 西ドイツ聯邦共和國を中心として
Sub Title	Abolition of capital punishment in West Germany : a historical survey (2)
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.11 (1956. 11) ,p.38- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19561115-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

死刑廢止の歴史 (二・完)

——西ドイツ聯邦共和國を中心として——

宮澤浩一

九

- はじめに
- 一 ベッカーリアとミッテルマイエル
 - 二 フランス、イギリスにおける死刑の頻度と革命前時代のドイツにおける死刑適用数の比較
 - 三 一八四八年のフランクフルト國民會議による死刑の廢止
 - 四 一八四八年プロシア憲法制定國民會議による死刑の廢止
 - 五 一八四八年代から一八七〇年北ドイツ聯邦議會における刑法典審議に至る迄の死刑廢止問題の論議
 - 六 北ドイツ聯邦議會における死刑廢止の努力
 - 七 一八七一年代からワイマル國民會議に至る迄の死刑問題の論議
 - 八 ワイマル國民會議における死刑廢止の努力(以上前號)
 - 九 一九三三年迄の諸時期における死刑問題の論議(以下本號)
 - 一〇 ナチス時代における死刑問題の取扱ひ
 - 一一 ナチスの崩壊から基本法發布迄の死刑の問題
 - 一二 ヨーロッパおよびヨーロッパ外の諸國における死刑問題の取扱ひ
 - 一三 基本法による死刑の廢止
 - 一四 死刑廢止に對するドイツ輿論の態度
 - 一五 ドイツ聯邦議會における死刑再導入の企圖の失敗
 - 一六 むすび

一九三三年迄の諸時期における死刑問題の論議(一四五頁—一八六頁)

一九二二年刑法草案迄 さきの決議案を可決した勢力は、社會主義勢力とドイツ民主黨を合せて四二三人中二六二人の絶對多數を占めていた。しかしこの政黨勢力分布においては次第に死刑存置派の議員數の増加をみるに至り一九二四年の第二回國會では二三七名の多きを算えた。

一九二一年、かつて反對黨であつた社會民主黨が、政府與黨として死刑問題をとり組むに當り、これ迄の原則に對して完全な變更をする必要に迫られた。かくてまず「綱領委員會」で草案が作られ、ゲルリッツの黨大會で承認された。そして綱領委員會に選任されたラートブルッフ議員は、ゲルリッツ大會決議として「十數年この方準備を重ねて來た刑法、行刑及び刑事訴訟の新しい規定はここに現

實化されねばならない。應報と贖罪を目的とする舊式の刑法の代りに、保安と改善、青少年において教育に向けられた社會的刑法が登場する。死刑と名譽の喪失は廢止するべきである……。」という要求を掲げ、全會一致で可決された。

そして數週の後、ラートブルッフは司法大臣となつたのであつた。

他方、ワイマールの國民會議で死刑廢止が綱領マニフェストの形で決議されて數ヶ月後に、ナチ黨が不氣味な動きを始めた。當時は、まだそれほど大きな意義を持たなかつたけれども、それはやがて襲い來る嵐を知らんだ動きであつた。

社會民主黨員としてこの時期に大きな活躍をし、終始一貫死刑廢止論者として豊かな學識から絶えず新たな理論的根據を提供したのは、ハイデルベルグ大學教授ラートブルッフであつた。彼が司法大臣としてウィルト内閣に入閣するに當つて、マルクス議員は次の如く言つた。「あらゆる政治的な抵抗を越えて、來春帝國議會に政府草案を提出し、それを出来るだけ早く實定法にする機會が、司法大臣としての同志ラートブルッフに達することを期待する」と。

ラートブルッフが信念に基づいて獨自の刑法草案を作り、そこで死刑を廢止したということ、およびその草案が公表されないままであつたという點は、前記法學研究の宮崎教授の解題がこれを詳細に論じていられる。この草案は立法理由と共に全譯されていることは前に述べた。ついでながら、本草案は一九二五年草案として提出された時には、その本來の姿を全く失つていた。

ラートブルッフの死刑廢止に對する信念は、政黨政治からの拘束

に基づくのではなくて、彼の學問的立場からする首尾一貫した主張であつた。彼の若い頃の作品「法學入門」において、すでに死刑廢止が明確に主張されているのである。その中で彼はくり返し「司法の危機」を説き、「良心を失つた」刑法の不明確さを語り、超個人主義的權威思想を伴う自由・民主主義官憲國家に對して、社會的國民國家を對置する。後者は應報、威嚇思想の代りに社會的防衛および教育、保安刑法という思想を以つてしている。ラートブルッフは階級狀態の中に犯罪の決定的要因を認め、社會政策こそ最上の刑事政策であるとする。「このようにめざめた見識は應報、威嚇といった激越な刑法理論を恥じ、教育および改善という合理的な刑法理論を社會倫理的に堪え得るものと思わしめる」。彼の教育刑の思想は更にすすんで「刑務所の教育は強制の教育である。強制は反抗をまねくが、後者は愛に献身するところでのみ可能である。今日の刑務所の建物、脱獄の可能性が大きい者に對する強制施設、即ち囚人の不信をあらゆる機會に露呈する收容所は教育に對する障害であり、教育は信頼という雰圍氣においてのみ繁榮するのである。犯罪者の教育と改善に刑罰の主たる目的を認める者は、死刑がもはや教育することも、改善することも出来ない故に存置せしめようとはせず、しかも今日の死刑は職業的犯罪者にはなく、生涯再びあのよきうな恐ろしい行爲を演じはしないような初犯者にむしる課せられている故に、死刑を保持しようとはしないのである。

彼の思想は更に「法哲學」の中にも現われている。個人は、彼によれば、死刑に親しむものと考えられ得ない。死刑は如何なる意味でも犯罪者自身の利益に役立つようには思われない。何故なら死刑

はこの利益の主體を失くしてしまふからである。従つてベッカー・アと同様に契約説の立場から死刑を非難しなければならない。しかしその理由は犯罪者が死刑を認める筈はないということではなく、犯罪者にとつては、死刑にはあらゆる自己の利益が缺けているから、當然に彼は死刑を認め得ないということである。「社會主義の文化理論」の中では、「社會主義刑法思想は、犯罪者を「個々のに實現した社會であり、刑法關係が次第に社交的になる経移であつて、病める社會形態の自力救済」であると見る。正しくない社會では、たとへ刑法典が最も正當なものであつても、その主たる負擔は無産階級の肩の上に常に落ちかかる。このプロレタリアートの立場は社會の社會主義的變革によつて根本的に變化し、かくてプロレタリアの状態に原因する犯罪性も、なくなるであらう」とする。社會の變革が行われない限りは、現代の社會的狀態の不完全さに由來する犯罪に對しては、「刑法の急進的な制限」と、刑法を「保護」に置きかえることを要求している。これを要するに、ラートブルッフの刑法草案は、その類稀な學識が、諸他の草案の如き複數委員によつて妥協を強いられることなく、純粹な形で現われることが出來たという意味で、貴重な存在であり、ともかくも死刑廢止を明確に押し出してゐることは、他にその例をみないところであつた。しかも我々は、この草案が提出された頃のドイツの社會情勢を検討すれば、起草者ラートブルッフの決斷が如何に強いものであつたかを知るであらう。

しかし事態は容易ならざるものがあつたことを知らねばならない。一九二二年秋に、ラートブルッフはその刑法草案を政府に提出した。しかしそれより先、六月二二日に時の復興大臣ラテナウが急進

的分子の兇彈に倒れて後、エベルト大統領は憲法四八條に基づき「共和國保護のための法令」を發布した。これは六月二九日の「共和國保護のための第二法令」で補充された。ここでは共和國政府の關係、前關係に對する殺人に關與し或はそれに對する財政的援助行為に迄死刑を科するという厳しい法令であつた。これと往時プロシア宰相ビスマルクに對する殺人未遂犯人が懲役に處せられたにすぎなかつたことと考へ併せるとその嚴格さがわかるであらう。もつともこの法令は限時法であつたけれども、ともかく死刑論の陣營において最も強力な論客であつたラートブルッフもこれに署名したといふことは、後まで死刑存置論者に好餌を與えたといえよう。このことは、終止一貫死刑に反對して來た社會民主黨にとつて一大汚點ともいふべき出來事であり、死刑廢止を確信してゐた社會民主黨員は動搖を來し、この問題はもはや原則論ではなく、目的論的に考へらるべきだと苦しい論理を用いざるを得ない事態に至つた。

一九二五年草案は、ラートブルッフの一九二二年草案に大きな變更を加えて提出された。ここには死刑は殺人(二二一條)についてのみ再び採用されてゐた。

その時の政黨の勢力關係は第八表の通りであつた。しかしこの事情の下でも、なお輕減事由を大幅にとり入れて、「裁判所は、行為が行為者に非難し得ない原因に主として歸されることを認める場合にも、第七二條に従つて輕減することを得る。」としてゐる點を見ると、一九二五年草案は一九一九年草案と比べて死刑の完全な廢止への歩みを進めたものといえよう。

この頃の文献から目ぼしいものを拾つてみると、一九二五年草案

第八表 國民會議・第二議會の政黨分布

政黨名	國民會議	第二議會
ナチス黨	0	32
ドイツ國民黨	44	95
ドイツ國民黨	19	45
經濟會	4	10
小バウエル黨	3	19
中ドイツ民主黨	0	16
ドイツ社會民主黨	91	65
獨立民主黨	75	28
共産黨	165	100
	22	0
	0	62
議席總數	423	472

批判という形でエベルハルト・シュミットが「誠に遺憾な後退である」と言つて代替刑を論じ、リリエンタールは死刑の威嚇力と必要性を争いつ

つも、現在の如く人心が荒廢して人命を輕視する時に死刑を廢止するのは不適當だとしているが、リヒアルト・シュミットは「共和國保護のための法令」を例にとつて死刑の不可缺性を説いた。ヒッペルもこれと同じ立場に立つていたが、リープマンはここでも廢止論者としての強力な論陣を張つた。彼の強味は、死刑を廢止した國の資料を豊富に驅使した點にある。

この時代には、ナチス黨の勢力は漸次強大となつて來た。その死刑に對する強い信仰はヒットラーの「我が鬭争」の中に執拗な迄に主張されていた。そして死刑の適用領域を單に刑法上の犯罪にとどまらず、むしろ政治犯に重點を移しているという點およびその政治犯にいろいろな名目をつけて増やしたところに重大な意味がある。社會民主黨の黨大會は一九二五年ハイデルベルクで行われた。ここで採擇された綱領はラートブルッフの力で生れたものといえる。

死刑廢止の歴史

ここでは「應報の原理を個人の教育と社會の保護によつて置き換へること」と並んで「死刑の廢止」がうたわれ、大會議長のA・ゼンガーは「死刑は刑罰の執行から明らかに排除されなければならぬ。犯罪學的にいへば死刑の威嚇と執行は意味がなく、刑事政策的にはそれを保持することは二〇世紀にとつて恥辱である」と説明したが、これは例の「共和國保護のための政令」が發効して間もない時のことであるから、一寸奇異である。

一九二七年に第四次マルクス内閣の手で刑法草案が提出された。この内閣には社會民主黨の關係はいなかつた。草案の内容は一九二五年と同じであつた。

死刑問題に對して學界は二つに割れた。即ち國際刑法協會の會員は死刑廢止に指導的な役割を持ち、ドイツ刑法協會は死刑存置の側で重大な地位を占めた。

國際刑法協會ドイツ部會の第二次大會は一九二七年カールスルーエで行われ、コールラウシュ、ラートブルッフ、リープマンおよびローゼンフェルトがこれに對して態度を明らかにした。コールラウシュは「死刑は高次の政策という場」で論ずべきであるとして、この會議で論ずることをやめるように提案したのに對し、ラートブルッフはこれを良心の問題だといひ、この問題こそ刑法典の運命にかかつている問題であるから、すべての政黨は眞剣にとり組まねばならないと言つた。

一九二七年に刑法草案が出ると、法曹會の有志は「死刑廢止に關する聯邦議會への請願」を公にした。即ち「以下に署名する法律家は、防衛、改善、保安の處分を満足を以つ

て了承した。新刑法草案はこれら處分によつて犯罪原因と闘うことを試み、行爲に對し効果なく應報を行つ代りに、行爲者に對する對策を行つてであらう。

この近代的立法作品の精神に著しく矛盾し、オーストリアとの價値多い共働の中で準備された、聯邦諸邦の法共同體の成立を甚しく危険にひんせしめる死刑の存置を、我々は深く悲しむものである。

死刑はそれを公に執行する場合はその威嚇の目的をすべし、決して満たさず、増大する民衆の啓蒙と相俟つて一般的法感情は次第に明白に死刑から離れ、しかも社會は自らを保護するためにこの粗野な、従つて世の中を粗野にする刑罰手段を必要とせず、しかも、たとえ最良の裁判といえども司法上の誤謬を排除することは出来ない故に、我々は死刑の廢止をドイツ聯邦議會に要求する。」

この請願に署名したのは、フロイデンタール、コザック、ゴールドシュミット、ラートブルッフ、E・シュミット、ジンツハイマー、ショムロをはじめ、後に加わつたアシアフェンブルク、カントロビッツ、エリック・ボルフ等を含めて、四二四名以上の理論家、實務家を數えた。

他方、ドイツ刑法協會に屬するメツガーは死刑存置論者として登場した。彼は死刑の絶對的適用を刑事學の經驗と矛盾する點は認めてはいるが、この威嚇力を肯定し、「共和國保護のための法令」をみてわかる通り、死刑廢止論者である社會民主黨も、死刑の効力があることは認めないわけにはゆくまいとした。

この時期には、エックスマーをはじめとして、シッケルト、フレード、ハインドル、テッペン等が、實證的研究の成果を用いてこの

問題ととり組んだことは注目をひく。

一九二八年秋、ラートブルッフは、死刑廢止論の有力な論客リープマンの死に當つて、間もなくドイツ刑法から死刑が消えることを豫言し、これに對する功績はリープマンより大なるものはないと言つた。彼の發言が全然根據のないものでなかつたことは、一九二八年五月二〇日の選舉で、社會民主黨の得票が延びて來たことから明らかである(第九表参照)。一九二八年六月二〇日に社會民主黨政府が樹立され、司法大臣にはドイツ民主黨のコッホ・ウェーザーが就任した。これより先六月一三日に、死刑廢止法案が今度はドイツ民主黨から提出されていた。この法案は、刑法典中の死刑のみを除くことを規定してあつたが、その翌日社會民主黨から提出された草案はあらゆる場合の死刑を廢止することを内容としていた。

第九表 第三・第四議會政黨分布

政黨名	1924. 12. 7. 第 三 會 議	1928. 5. 20 第 四 會 議
ナチス黨	14	12
ドイツ國民黨	103	73
ドイツ國民黨	51	45
經濟會派	17	23
小會派	12	28
バイエル國民黨	19	16
中央民主黨	69	62
ドイツ民主黨	32	25
社會民主黨	131	153
共產黨	45	54
議席總數	493	491

この法案を支持するものは、共產黨を含めて、全議席の四七%であつたから、第四黨のドイツ國民黨の態度に法案の運命はかかつていた。ところが、ここに實に驚

くべき事態が起つた。それは當時八〇歳になり、二〇年この方死刑存置論の強力な論客でドイツ國民黨のカールが、死刑廢止の時期が来たと考えたのである。それは彼によれば三つの事情から言えることであつた。

①オーストリアで一九二〇年一月一日の憲法が死刑を廢止した。②法學者、司法官、辯護士が繰り返えし死刑廢止の意見を表明している。③諸邦で死刑判決の執行をしないことにより、事實上死刑は廢止され、司法大臣の勸告によつて諸邦は死刑判決に統一的同等的な恩赦を行つている、という三點が論據であつた。

ところが、カールは更に「殺人によつて終身懲役の宣告を受けた者は、恩赦の場合に保安監置に移されねばならない。被監置者を釋放することは、公共の安全に危険のない場合に限つて裁判所がこれを命ずる」という提案も併せて提出したので、廢止論者迄カールに反對した。かくて社會民主黨は一步を譲らなかつたために、死刑廢止が可能であつた最後の好機會を失つたのであつた。

一九二九年から一九三三年迄が、ドイツにおける議會制度の輝ける絶頂期であつた。この時代において死刑廢止論者は、統計的資料を用いて「殺人犯罪は死刑の宣告、執行並びにその規定とは關係なく犯され、殺人に對する死刑の威嚇力がない」ことを力説した。

しかし議會の勢力は、死刑廢止論者には全く不利であつた。ナチの勢力が次第に擴大し、社會主義政黨、共產主義政黨は次第に議席を失うに至つた。

他方、國際刑法協會の態度は、一九三一年五月、エッセンで開かれた第二四回大會決議に現われている。ここでは「今日の刑事學的

要請に従つて公共に危険を及ぼす犯罪という、非常に重大な形式に對して國家および社會を保護するためには、不定期刑の宣告と保安監置が必要な處置である。死刑は必要ない……」と宣言され、多數の學者實務家の署名を得た。しかしこれが死刑に對するこの協會の最後の公式的態度であつた。というわけは一九三二年フランクフルトで開かれたドイツ部會では、グライスバッハ、シャフシュタイン等のナチスの學者が活躍を始めたのであつたから。

一方、この當時の文獻の中から目ぼしいものをみると、相變らずラートブルッフが教育刑理論から死刑の問題と對決をしているし、E・シュミットがイタリヤ、ロシアの兩國の立法を組上にあげ、權威主義的國家での死刑を痛烈に批判した。しかしこの兩者にまして高く評價されたのは、ハンス・V・ヘンティヒとゲンナートの研究であつた。ヘンティヒは、その詳細な研究によつて、殺人者には非常に多くの精神病者と自殺者の數が認められることを指摘して、死刑というものが殺人に何等威嚇力を持たないことを力説した。この立場に、より豊富な資料で根據を興えたのはゲンナートである。彼は、殺人と自殺との關係を第十表の如く表示した。(私見によれば、自ら死を選んだ動機を細かく調べる必要があると考える。何故なら、死刑を意識したからこそ自ら死を選んだと言ふことが出来るのではないかと考えられるからである。)

この時「モよう、イギリスで“Report from the Select Committee on Capital Punishment” が公刊され、イギリスはもとより外國の諸家の意見や議會での證言が提示され、しかもこの報告はその中でイギリスの資料に基づき、五年間試験的に死刑廢止をす

第十表 犯罪と自殺の相關 (原著の合計の一部を訂正)

	1926		1927		1928		1929		1930		1931		1932	
	犯罪	自殺	犯	自	犯	自	犯	自	犯	自	犯	自	犯	自
謀殺	38	25	38	24	40	19	32	14	45	28	54	31	40	12
" 未遂	54	18	32	7	22	6	13	1	25	3	25		15	1
故殺	19		15		10		12		15		12		9	1
" 未遂	17		8		8		8		5		3		4	
傷害致死	26		28		32		33		32		25		24	
希求殺人	2	2	1								1		5	3
嬰兒殺	45		63		59		35		36		22		18	
墮胎致死	31		63		104		107		101		72		53	
過失殺人	92		135		135		119		96		97		92	
合計	324	45	383	31	410	25	359	15	355	31	311	31	260	17

死刑廢止の歴史

四四 (一一七二)

ることを提案した。ドイツの學界がこれを高く評價したことはないまでもない。

他方、死刑存置論者の攻撃も激しかった。殊に、ナチの學者ニコライ、ローゼンベルク等は、國家秩序の維持、國家と相容れない存在の驅除を死刑の役割とした。

かくしてドイツの血にぬれた歴史が始まつたのである。ドイツは「詩人 (Dichter) と思想家 (Denker)」の國ではなく、「裁判官 (Richter) と死刑執行吏 (Henker)」の國となつた。

一〇

ナチス時代における死刑問題の取扱い (一八六頁—二二四頁)

基本法審議評議委員會で、死刑廢止の規定を基本法中に採用するについては、一九三三年以前のこの問題に對する各種の努力から多くの影響を受けていたことは勿論であつたが、しかし主として、一二年間に互るナチスの治下で、かつてみなかつた恐るべき量の死刑の宣告、殊にその執行がなされたことに對する反撥が強かつたといわれている。ここに當時の論調をあげ、併せて死刑の濫用を數示してみる。

ヒットラーの死刑に對する考えを端的に表わした言葉に民族國家は「改善不能な不具者を抹殺するためには勇氣を持ち、殘忍に、思いやりをすることなく、役に立たない技をとり拂い、雜草をひきむしるであらう。……その他私の立場は、些細な竊盜を絞首に處して大きな賊を逃すのではなく、例えば一二月叛亂 (Novemberrevolt) の時に、組織化された犯人、およびそれに責任を有する犯人、更に

はこれに屬する犯人の數萬を有罪宣告しかつ處刑しなければならぬとした國民裁判所の見解と同じである……」と言つてゐる。

ナチスの御用學者はこの言葉に從つて死刑問題に對處したのであつた。ナチスが政權を奪取して間もなく、プロイセンの司法大臣ケルルは「ナチス國家にとつて死刑の存置は單に疑問の餘地がない」ばかりか、むしろそれ以上に現行法に對してその適用領域を擴張しなければならぬ」と言い切つた。ギュルトナーによれば「犯罪の増加と『刑事裁判の破産』はその原因をひとえに『弛緩した恩赦の實際』に持つてゐる」とした。

一九二六年に自分が初めてうち出した「民族に必要なものが法である」というテーゼを基にして、國務大臣フランクは民族全體というものを法思維の中心點に置いた。「全ドイツに再び導入された死刑の執行が明らかに認めしめることは、ナチス國家は強固な鞏固を用いて民族國家の害蟲を除去することにある」というのがその歸結であつた。

かくて、一九三〇年草案では殺人のみが死刑に値するものとされてゐたのに、ナチス體制の下で創られた法草案は、多くは政治犯の色彩をもつた多數の犯罪に死刑を科することを規定した。例えば、ドイツ國の主權、ドイツ民族の根本秩序、ドイツ民族の總統に對する叛逆、國家機密の漏洩を始めとして、洪水を惹起する行爲、飲料水に毒物を混入する行爲、殺姦致死、強盜殺人等二〇以上にのぼつた。

事態は、ゲーリングがフランクのテーゼを修正して「法と總統の意思とは一つである」としてからは一變して、死刑の問題を支配し

たのは、實に「總統の意思である法」という恐ろしい様相を呈するに至つた。かくて、この新たに生れた死刑の基準は、明確に規定された實定法規定でも、法律の根本思想でも、健全なる國民感情でもなくて、總統の單なる意思であつたのである。

そしてゲッベルスは、ざつとばらんに言い放つた「戰時では、判決が正しいか正しくないかは問題ではない。問題となるのはその判斷の合目性の點だけである。司法の目的は、第一には應報でなく、まして改善ではない、國家の維持なのだ。だから實定法から出發してはならず、この男は消えてなくなれ」という決斷から出發すべきだ。」

このような爲政者のために活躍した學者としては、シャフシュタインとダムが上げられる。シャフシュタインは、これ迄の死刑廢止論を「文化敗北主義」とし、教育刑思想に對しては刑罰という害悪を人道主義化しようとする考え方をゆゆしき態度ときめつけて、權威主義刑法では個人の利益に對し國家および國家の中に化體した傳統的價値の優位が現われ、個人に對する國家の絶對的優位性という理念が死刑の中に明白に現われている、とする。

ダムの主張もこれと劣らない。しかし内容的には同じような熱狂的調子である。ナチズムを理論的支柱としない學者の中では、ヘルムート・マイヤー、ザウアー、メツガー等も死刑存置を主張し、エリック・ボルフもかつて國際刑法協會の會員として死刑廢止の決議に署名をしてゐたのに、ここでは「死刑は全體主義國家においては個人に對する全體の支配の表われであり、死刑の威嚇力と保安の作用を他の方法で達する可能性を考慮することは、國家に對するこ

の原則的な見解から考えると、意味がない」と主張する始末であつた。

そして、ミュンヘン大學のカトリック神學教授ワルターが死刑に對する積極的肯定的な論文「オイタナジーと生命の神聖性」の中で人間生命の不可侵性を人間人格の尊嚴において基礎づけつつも、犯罪者は彼の不正な行爲で自己の尊嚴を抛棄したものであるから、その死刑は肯定せられる、としたのと呼應してカトリック系の學者、聖職者、婦人團體等より成るカリタス聯盟は、ドイツ刑法の新しい形成について次の如く言つた。「死刑存続の問題は、もはや當面の問題ではなくなつた」と。ここでは死刑存置に疑問の餘地がないことが表明されたのである。

軍刑法で死刑を擴大せよという要請は、改めて論じられねばならない。

この時代に、死刑存置をわずかに主張する者があつた。ラートブルッフ、アシアフェンブルクと並んで、ヘンティヒがフォイエルバッハの例をひきながら死刑に反對し、バッセングは死刑を「幻覺」であり許されないとしつつ、全體の存在が賭されるような正當防衛の場合に限つて許されるとしたが、マルクスはダームの「權威國家」を、すでに克服されたと考えられ、ミイラとなつた古典主義者のプログラムだときめつけた。

しかしラートブルッフが教授の職を去つてから、次第に死刑廢止論者は姿を消し、ドイツにおける死刑の存置は、「もはや問題」ではなく、「自明の理」となつてしまつた。

軍刑法における死刑 第一次大戰と比べると、第二次大戰にお

第十一表 第一次大戰における死刑適用

犯 罪	死 刑		
	宣 告	處 刑	刑 罰
拒逃	25	4	4
逃亡	49	18	18
走亂	27	10	10
殺害	9	2	2
對上官	8	3	3
殺	32	11	11
總 數	150	48	48

いて國防軍々人の死刑の數は、前者の一〇〇倍に達している。この驚くべき數の差異は、權力を握つてから後に、ナチスが如何に死刑をこの種犯罪に亂用したかを物語るものである。即ちヒットラーは戰爭で浮き足し立つた新兵は、禁錮ではなく死刑を以つて威嚇しなければならぬとし、ドイツは、死罰を緩和するのではなく、嚴格にすることを要求し、危険な時に國家に不忠誠な者は害蟲であり、生存する權利を失ひ、簡單な裁判がされるにすぎない、としてヒットラーに奉仕した。

この論者は、第一次大戰中に軍刑法で死刑に處せられた數が少なかつたことを「軍事裁判の弱さ」と言つた。その數を表示すると次の第十一表の通りである。ドイツ軍隊で死刑は一五〇が宣告、その中四八人が處刑された。イギリス軍隊で三〇八〇人が宣告され三四人が執行され、その罪種で一番多いのは二六六人が敵前逃亡であつた。フランス軍隊では處刑數は一六〇〇名に上り、イタリアでは一九一七年以降一日に少くとも一人の兵隊が死刑を執行された。オーストリア・ハンガリーの軍隊ではその戰時を通じて「野戰即決裁判」だけでも、七五四人が死刑を宣告され、七三

ある。私の方針と指令に従いナチス司法を構成し、これに必要なあらゆる處分を行うことを、ここに司法大臣に委任する。司法大臣は現行の法律と相違してもよい」。司法大臣ティエラックの行つた司法の構成というのは、單にドイツ法律史上かつてなかつた死刑宣告數、特にその處刑數の記録的な數値のみならず、實定法上の刑罰規定の漸次的増加がその特色をなしている。一九四三年には、ドイツ民族の生活力に繼續的に影響を及ぼす場合、墮胎行為者にも死刑を科した。そして更には、軍隊の風紀を害する如き行為に對して死刑が科せられていたのである。

一九四四年には、戰爭遂行に對し重大な不利益を及ぼし又は重大な危険を與える過失行為に對しても、死刑が科せられた。

一九四五年に戰局はいよいよ切迫して來た。この頃の法令はまさに四分五裂、あらゆる行為に死刑が科せられていると言つてよい程である。この立法者(?)の態度をみると、自分の無理を押し通すために、あると信じ込んでいる死刑の威嚇力で、國民を戰爭にかり立てていた感がある。ヒットラーの最後の一般命令は一九四五年四月一六日に發せられた。「汝等によく知られていない者が退却の命令を下した場合には、その者を即座に逮捕し、必要な場合には直ちに殺すべし」。ヒットラーは、この最後の捨て鉢な手段で、何とか活路を見出そうとしたものではあつたが、その結果どのような數の死刑が行われたか……戰爭の悲劇をかざるには餘りにも悲惨な幕切れであつた。

この時代の死刑使用數 フライスラーは言つた。「死刑の本質的なものは、死刑が現實に執行されることにのみ存する」と。この

言葉こそ、ナチスの死刑使用の實際を充分に表わしているものと言える。

デュージングの驅使した資料は一九三九年迄は完全な形でととえられているが、一九四〇年からは、犯罪統計の公式な記録は隠されてしまつた。かくて著者は、個々の統計、官廳若くはその他の信ずべき報告に基づく數字を使用している。この兩者の次に軍事法廷の死刑判決をあげ、三部よりその恐るべき量の處刑數を我々に知らせているのである。

①一九三九年迄。一九三四年に、大逆、叛亂その他の政治的刑事事件を扱う國民裁判所が創設された。ここでの判決も共に表示すると、この期間の死刑判決數は第十二表の如くである。

一八八二年から一九三二年迄の死刑宣告者の九九・三八％は殺人であつたが、一九三三年以後、重點は次第に他の犯罪、特に政治犯に移つた。

處刑數の表示は第十三表の通りである。従來は一九二〇年が記録的な處刑のあつた年だが、一九三三年にはそれを二倍も上廻つていく。

第十二表 1933年より1939年までの死刑宣告數

年次	死刑宣告數	
	總數	國民裁判所
1933	78	—
1934	102	4
1935	98	9
1936	76	10
1937	86	32
1938	85	17
1939	139	?
1940	250	?

②一九四五年迄。

一九四〇年以後には公式的な統計數字はないが、一九四四年夏、ナチス黨の指導者のための信頼し得る通報の中で司法大臣ティエメが公表し

第十三表 1928年より1939年迄の死刑執行数

年次	死刑執行数	
	總数	國民裁判所
1928	2	
1929	1	
1930	1	
1931	4	
1932	3	
1933	64	—
1934	79	4
1935	94	8
1936	68	10
1937	106	28
1938	117	16
1939	219	

た數字は、一九四〇年二五〇、一九四一年一二九二、一九四三年五三三六である。このような馬鹿々々しい死刑数の増加は、戦時立法が効果を現わし出したことに依るのである。

この恐るべき数の死刑執行は、戦後になつて多くの死刑執行吏が責任を問われて法廷で取調べを受けたことから一層明らかになされた。その訴訟記録には、悲しむべき事實が曝け出されている。ハルレで行われた裁判について、ラートブルッフが報告したところによれば、死刑執行吏クライネは一九四四年四月から一九四五年三月迄、九三一の死刑を執行し、二六四三三マルクを受けた。今一つのより詳細な例は、死刑執行吏ヨハン・ライヒハルトの場合である。彼の日記帳に記載した死刑数は第十四表の通りである。

以上の記述だけでも、もうすでにナチス時代の死刑執行の恐るべき姿がわかつたことと思ふ。

軍司法廷では、おおよそ一〇〇〇〇人が死刑を宣告され、六〇〇〇人が處刑されたといわれているが、この数はおそらく氷山の一角

死刑廢止の歴史

第十四表 死刑執行吏ヨハン・ライヒハルトにおける死刑執行件数

年	執行数
1930	—
1931	1
1932	0
1933	5
1934	3
1935	9
1936	7
1937	9
1938	39
1939	71
1940	163
1941	221
1942	764
1943	876
1944	730
1945	51
總計	2949

の如きものであらうと想像される。

殘虐なのは、死刑判決数の龐大さばかりでなく、その處刑の方法にあつた。「多くの場合には、時間がないので判決書さえ讀まずに處刑が行われたし、その執行方法も殘忍であつた。例えば絞案に四分間ふら下げて脈搏を止め、更に一八分、心臓の鼓動が止まる迄そのままにしたり、死の苦痛を大きくするために強烈な光線を當てて細い絹の紐で屠殺肉の鈎にぶら下げたりした」のであつた。

まことにこの時代には「國家は強盜團となり、法官の衣の下には殺人鬼の刃が隠され、人間の命は一握りのタバコと同じ價にすぎなくなつてしまつた」のである。

一

ナチスの崩壊から基本法發布迄の死刑の問題 (二二四頁—二三二頁)

占領軍がまず手をつけた仕事は、一九三三年一月三〇日以前に死刑が法定されていた法律を除くすべてのナチスの法律を廢止した。ところで、民衆の方では、この恐るべき数の處刑が暗闇から暗闇へと葬られてしまつた結果、この本來の姿を知らなかつたこともさ

ることながら、經濟的危機、更には敗戦後の警察の無防備状態に乗じた兇悪犯が相ついで起つたような状態であつたから、民衆はまだ死刑を窮極的な防衛手段と考へてゐた。従つて文献も少なかつた。

まずラートブルッフが戦後最初の死刑廢止論を公にした。彼はまずA級戦犯の死刑宣告は、その責任の重大さから考へて免れることは出来ないとしたが、人命に對して等閑視した過去に對して終止線をひくことを以つて結んだ。ヘンティッヒは、アメリカのカンサス市立大學の教授の時に集めた資料に基づき、殺人と精神病との相関度の高いことをあげて死刑の威嚇力を否定している。エベルハルト・シュミットも刑法學者として死刑の完全な廢止を論じた。

法哲學者コーイングもこの論陣に屬する。オーストリアの刑法學者リットラーも死刑の廢止を要求し、法理論的な根據づけと同時に、「死刑をキリスト教によつて合理づけようとする見解くらい非キリスト教的な見解はない」とした。

死刑の存置を主張している者にはV・ウェーバー、エックスマー、ザウアー、グラインワルト等がある。

戦後の諸邦の憲法で、死刑はどう扱われたか？ 戦後の各議會で、社會民主黨が主導的地位を得たのに、黨大會でも議會の憲法論議でも、この點について何等提案がなされなかつた。従つて戦後の諸邦の憲法中には死刑が明確に存置されていた。その他この時期の特色を表わすものとして奸商や闇商人の行爲に對し死刑が科された法令が發布された。

戦後の死刑適用の數については、聯合軍々事裁判とドイツ法廷との統一的犯罪統計が缺けているのと兩者が並存している關係で、そ

の總數を概観することは困難である。

軍事法廷については、例えばイギリス軍關係では一九五〇年迄に五八七の死刑宣告が行われ、その中三九八人が處刑された。他方イギリス占領地帯のドイツ法廷では三八の死刑判決があり、一四人が處刑されたにすぎない。ドイツの法廷で宣告された死刑の數は、第十五表に表示した通りである。

この表でわかることは、一九四八年に死刑判決が五〇あつて、これが戦後最高であつたこと、およびシュレスウィック・ホルシュタインでは、戦後に一例も死刑宣告が行われなかつたという點である。

第十五表 戦後ドイツ法廷における死刑宣告數

ラ	ン	ト	1946	1947	1948	1949
ノ	ルト	ライン—ウエスト		5	10	3
フ	ァ	レン		5	11	12
バ	イ	エルン			11	
ニ	ー	ダーザクセン		1	5	
ヘ	ッ	セン	2			
ヴ	ュ	ンテンベルク・バー			1	4
デ	ン					
ライ	ン	ランド・プファル			1	1
ツ						
シュ	レ	スウィック・ホル		—	—	—
シュ	エ	タイン				
ハ	ム	ブルク		3	2	4
バ	ー	デン		1	3	
ヴ	ュ	ンテンベルク・ホー			6	
エ	ン	ツォーレルン				
ブ	レ	ーメン				3
ベ	ル	リン市	1	8	20	5

ヨーロッパおよびヨーロッパ外の諸國における死刑問題の取扱ひ
(二二二頁—二七六頁)

基本法審議評議會における死刑廢止論でも、死刑再導入に關する聯邦議會の論議においても、死刑を廢止した諸國の事情が引用されて論據となつていた。著者は、それ等の論議に表われた諸外國の現狀に對するドイツ知識層の認識不足を嘆じ、ここに實は詳細な報告を提供した。左にその資料を列記してみる。

1. スウェーデン この國の最後の死刑は一九一〇年に行われた。一九二一年六月三日の法によつて死刑は廢止されたのである。

死刑廢止に關して第一部會では四六對三二、第二部會では一一六對四八で賛成が得られた。この國の統計資料によれば、死刑廢止後殺人犯罪には増加の傾向が見られないばかりか、むしろ減少すら示している。

2. ノールウェー ここでは、最後の死刑は一八七五年に行われ、一九〇五年一月一日以後廢止された。一般國民の確信は、死刑の導入を欲していない。但し戦時に限つて、戦時に固有な或る種の犯罪（敵に協力する行爲）に對し死刑が科せられた（一九四六年一月二日—三日の法律）。死刑廢止の後にも、殺人等の重大犯罪は増加を示していない。

3. フィンランド ここでは一八二六年以來、民間の刑事事件に關しては死刑の宣告は行われなかつた。一九四九年九月、政府は議會に對して、戦時の軍事上の犯罪を除き、死刑を廢止し終身禁錮

を以つてこれに代ることを要求した。

4. デンマーク 一八九二年に最後の死刑が處刑された。死刑は一九三〇年四月一五日の新刑法典により廢止された。しかしその後殺人犯罪には増加の傾向は見られない。そして死刑存置の提案は國民集會 (Volksting) でも、地方集會 (Landsting) でも否決された。しかし第二次大戰後には、叛逆およびその他の反國家的行爲に對し死刑を採用したという限りでは逆行的傾向が見られた。この軍刑法では戦時に犯された重大犯罪に對して死刑を規定している。しかし通常の刑事事件に死刑を再びとり入れることについては「未だこれは意圖されていない」とのことである。

5. オランダ 一八五九年に最後の死刑が處刑されて後一八七〇年九月一七日の法律によつて死刑は廢止された。死刑は明確に必要なものではないと理由づけられた。殺人數も一八九六年以後は減少を示している。第二次大戰後は、オランダでも政治犯に對し死刑が規定され、一九四五年から一九四九年一月迄一四九人が無期懲役、一二〇人が死刑の宣告を受け、三四人が處刑されている。

6. ベルギー ここでも死刑は軍刑法にまだ残つている。刑法において死刑廢止は行われていないけれども、一八六三年以降一件の死刑も執行されていない。すべて終身の強制労働に變えられている。この事實上の死刑廢止にも拘らず、殺人犯罪は増加するどころか減少している。これに對して戦時裁判の死刑判決は非常に多く、一九四五年だけでも一三三一名を數えている程である。

7. フランス 特記するような死刑廢止の努力はない。殺人犯罪がどのように變化しているかという点、ここでも、死刑適用の數

が減少しているのに對して、殺人犯罪は減少する傾向が顯著である。一九四三年からは、戦時戦後にかけて政治犯に對する死刑が増大し、一九四七年までに一一六三人が處刑された。

8. イギリス 死刑を依然として保有しており、その宣告数は非常に増加している。そして殺人犯罪も多少の増減は見られるが一九二〇年代からその數において大きな變動傾向は見られない。死刑反對論者は、死刑が存在しても殺人犯罪が減少しないと、事實を、死刑の威嚇が少くないことの論據にしている。

一九三〇年に「死刑問題特別委員會報告」の中でのこの問題に對する結論にもとづいて、下院の委員會が一般刑法で五年間死刑廢止をする件を提案したが、當時は支持されなかつた。一九四八年四月一日に政府與黨である労働黨のシルバーマン議員が改めてこの提案を行い、政府要人の多くおよび保守黨の大部分、自由黨の一部はこれに反對したが、二四五對二二二票で可決した。しかしそれに續く上院の投票では一八一對二八で可決された。しかしその後は労働黨の議會勢力が弱まつていつたのでこの問題は一時休止となつてゐる。(その後の推移については前號の序参照)

9. スペイン 死刑は一九三二年に廢止された。その後の殺人犯罪について詳しい資料はない。ここでは殺人は有期懲役を用いて罰せられ、有罪者の刑期は労働日四日を一日に算えて減刑される仕組みになつてゐる。

10. ポルトガル 死刑は一八六七年にすでに廢止された。一九三三年三月一九日の憲法はこれを規定しているところからみて、死刑の廢止はポルトガル國民にとつては重大な問題であるように思わ

第十六表 一九三一年以後のファシスト・イタリアにおける

死刑適用數

年次	宣告數	處刑數
1931	3	1
1932	13	4
1933	12	8
1934	10	3
1935	17	4
1936	5	7
1937	13	12
1938	16	6
1939	28	20
1940	9	7
1941	15	11
1942	8	5
1943	2	—
1944	5	—
總數	156	88

れる。

11. イタリア ここでは、死刑は一八九〇年一月一日から一九二六年一月二五日迄廢止された。この間、兇惡犯罪の増加は見られなかつた。ファシストによる死刑の再導入は二度行われた。まず一九二六年一月二五日「國家防衛のための特別法」により王室および政府要人に對する殺人行為に死刑が課せられ、一九三〇年の刑法は一連の死刑を規定した構成要件を保有した。殺人犯罪を統計的にみると、一九二〇年から一九四〇年は漸次激減の一途をたどつてゐた。然るにこのカーブは一九四三年以後上昇し一九四五年には一九二〇年の二倍を數える殺人事件が記録されている。

一九三一年以後の死刑宣告および處刑數は第十六表の通りである。この數値をドイツのそれと比べて、同じ全體主義國家でありながら、その大きな違いがあることに氣づくであらう。ここに至れば、ドイツにおける死刑の問題が、何故他の國におけるとは違つた眼で看られるのが明白となるであらう。

一九四七年二月二七日の憲法二七條で、戦時を除き、死刑は廢

第十七表 スイス各州における死刑
廢止の年數

州名	最終執行	廢止
ルビン	1834	1854
テッセン		1869
アールデン	1874	
ヒール	1817	
イェン	1855	1874
ノール	1825	1872
グロゼン	1851	1873
バール	1847	1847
ゾル		1874
グロゼン		1876
ワール		1874
アール	1862	1874
ジュネ		1874
トウ		1874

死刑廢止の歴史

止された。
12. サンマリノ 一八四八年三月一二日以來死刑を保有していない。これを再び採用する動きは全くないという。

13. スイス 普通刑法における死刑は廢止されている。一八四八年の憲法は、政治犯による死刑を禁止し（五四條）、一八七四年五月二九日の憲法は、この禁止をあらゆる犯罪に擴張した。その六五條は「死刑は廢止される。軍刑法の規定は戰時においてはこれを留保する」と規定している。かくして、各州は、州立法により、死刑を廢止した。ジュネーブ、ノイヒアテル、チューリッヒ、バゼル市、バゼル地方、テッセンがこれである。一八九七年五月八日の國民投票では、二〇〇四八五人が六五條の廢止を、一八一五八五人がその存置を主張し、死刑の例外なき禁止を止めて、政治犯にだけ廢止することとなつた。六五條は「政治犯を理由とする死刑は

科してはならない」と規定している。その後一
九三七年一
二月二日
の法律（一
九四二年一
月一日から
有効）によ

つて死刑は廢止された。これは一九三八年七月三日の國民投票で多數を得て承認された。しかし戰時に關しては軍刑法に死刑が保留されている。

殺人の件數は、死刑廢止前は年平均一一人に有罪判決があつたが、廢止後は五・八に減つている。その他の兇惡犯も同じ傾向を示している。更に注目すべき點は、死刑を再び導入するという傾向が全然ないことである。

主な州について、死刑の廢止若くは事實上の廢止年度を表示してみると第十七表の如くなる。

これ等の州では、いづれも死刑を再び導入するという考えを全然持たない點が共通であり、更に犯罪數についても、殺人等の兇惡犯は減少の傾向にあることが報告されている。

14. オーストリア 一七八七年、ヨーゼフ二世によつて最初に死刑は廢止されたが、フランツ二世はこれを再び導入した。そして死刑は二〇年以上の長きにわたつてオーストリア刑罰體系の構成部分となつていた。一八四八年に、クレムジエー議會（Kremsierer Reichstag）の憲法委員會によつて創られたオーストリア國憲法案は、政治犯に對する死刑を廢止したが、フランクフルトのパウルスキルへ同様承認されるに至らなかつた。

第一次大戰後、死刑は一九一九年四月三日の法律によつて、通常手續においては廢止され、一九二〇年一月一日の聯邦憲法（現行憲法の八五條）において次の如く規定された。「死刑は、通常手續においては廢止される」

しかし權威主義體制は、一九三四年六月一九日の刑法改正法によ

第十八表 オーストリアにおける殺人犯罪數と刑種

年次	殺人有罪		死 刑		自 由 刑	
	宣告數	死 刑	宣 告	處 刑	無 期	有 期
1919	51					
1920	48					
1921	39					
1922	31					
1923	61					
1924	50					
1925	40					
1926	43					
1927	43				4	39
1828	37				1	36
1929	50				3	47
1930	60				4	56
1931	43				3	40
1932	73				7	66
1933	82				4	78
1934	59	15	11		8	36
1935	38	21	6		4	13
1936	58	11	2		11	36
1937	62	19	7		12	31
1946	52	11	3		10	31
1947	60	12	4		5	43
1948	68	8	1		13	47

つて死刑を再び導入した。この規定は、オーストリアとドイツの「合併」の後も存在した。

第二次大戦後一九四五年五月一日の「暫定憲法」は、死刑の適用を可能にし、一九四六年六月一九日にこの憲法が効力を失うと、政府は「現在の諸關係の下で死刑を止めることは出来ない」として、一九四七年六月三〇日迄、通常手續で死刑適用を許すという法律案を提出した、オーストリア國會は、政府の立案を承認した。その後、これは一九四八年六月三〇日迄延長され、これに對して司法委

たことは、特記すべき現象である。

これを要するに、死刑はたとえ存在しても殺人犯罪が増大していと結論づけ得る。

15. ルーマニア 一八三八年に、最後の死刑が行われて後、一八六五年に死刑は廢止された。一八六六年のルーマニア憲法一八條では、死刑の廢止が規定され、しかも戰時について軍刑法で規定される場合の外には、再び規定されてはならないという禁止規定がある。一八六五年から一九〇七年にかけて、殺人犯罪の數は半減し

員會の委員は死刑に對して原則的に反對の態度を表明したが、結局「特別な危急の折には特別な危急の處置を必要とする」という見解をとつて同意したのであつた。

しかしこの政府提案は一九五〇年五月二四日の本會議では否決され、從つて七月一日以降、通常手續での死刑は廢止された。

オーストリアで、一九一九年の死刑廢止の年から、一九三四年の死刑導入を経て一九四八年に至る間の、殺人罪に基く有罪數を刑種別に表示すると第十八表の通りである。

この中、一九四五年以降は聯合軍の軍事裁判で判決された數は含まれていない。例えば一九四七年七月一日から一九四八年三月末日迄、全オーストリアで二〇〇の殺人と一七三の同未遂が行われた。しかしその中四〇％は外國人によつて行われた。

た。第一次大戦中死刑の科された機會は少なかった。一九二三年に死刑廢止は改めて一六條に規定されたが、死刑廢止の聲は小さかつた。一九三九年に死刑は再びとり入れられたが、國家形體が共和國に變つて以來、特に政治犯に對して多く使用されている。

16. ブルガリア 死刑は殺人および強盜ならびに「國家に對し特に危険な行爲」について規定されている。「ブルガリア共和國が資本主義から社會主義に移行している現在の發展段階では、死刑は一般に廢止され得ない」とのことである。

17. ギリシア ギリシアは依然として死刑を固持している。しかし最近の新刑法典では、死刑は限定されかつ終身懲役と二者擇一的に規定される傾向にある。

18. チェコスロバキア 死刑はまだ存在している。しかし第二次大戦前はその適用は少なかった。例えば有罪宣告は一九二六年二五、一九二七年二四、一九二八年二七、一九二九年二とあつたが、處刑されたのは一九二七年と二九年にそれぞれ一件にすぎない。だが最近では政治犯について特に死刑の使用が多いとのことである。

19. ポーランド ここでも死刑はまだ廢止されていない。

20. アメリカ合衆國 ここではミシガン、ウィスコンシン、ミネソタ、メイン、ロード・アイランド、ノース・ダコタの諸州が死刑を廢止している。この外最近復活したが、かつて死刑を廢止したものにカンサスとサウス・ダコタの二州がある。

a. ミシガン。ここでは過去二世紀來、即ち一八四六年以來、殺人罪につき死刑を廢止した。大逆罪についてはこれを認めている

が、この時から一例も死刑の宣告はされていない。存置論者は過去に十數回にわたつて死刑をとり入れようと企てたが、輿論が死刑の必要を確信していないのでいずれも失敗に終つた。死刑の存否は、重大犯罪の擴大には何等影響がないかという件については公式の見解がこれを認めている。

b. ウィスコンシン。死刑の廢止は一八五三年に行われた。爾後、特筆すべき死刑再導入の努力はない。一九三六年にギャラップ輿論調査所が全米を對象として死刑の問題をとりあげた時、存置賛成が61%であつた。ところがウィスコンシンの住民の51%は廢止に賛成した。

c. ミネソタ。一九一一年に死刑が廢止され、以來再び使用されなかつた。死刑を再び導入するための努力は、如何なる種類の犯罪を對象にしたものも存在しなかつた。

d. メイン。一八五七年から死刑を廢止している。唯一の適用の例は、終身懲役の受刑者が服役中に殺人を犯した場合に限る。

e. ロード・アイランド。一八五二年以來廢止し、それを固執している。處刑は一八四五年以來行われていない。

f. ノース・ダコタ。一九一五年以來死刑は事實上ない。叛逆罪および「第一級の殺人」、即ちすでに殺人による終身自由刑の受刑者が犯した殺人罪につき死刑を依然許容しているが、この州は廢止の部類に算入する。この州でも、死刑廢止は如何なる犯罪の増加にも影響を興えていない。

カンサスとサウス・ダコタ。前者は、一九〇七年に死刑を廢止し、一九三五年に「第一級の殺人」に終身刑と並んで選擇的に死刑を採

用した。後者は一九一五年に死刑を廢止し、一九四〇年七月一日に再び採用した。その理由は不明である。

死刑存置論者は、死刑を廢止するとリンチが増加するというのが、これは確證されない。一八八九年から一九二八年迄に行われたリンチは三六九一件あつた。その中死刑廢止の州では三四件が行われたにすぎない。

21. 南米諸國 本書の特色は、この諸國について詳細が語られている點にある。

a. メキシコ。一九二九年一月五日の刑法で死刑は廢止された。

b. グアテマラ。一八八九年以來死刑は廢止されていたが、一九三六年四月二九日の新刑法で再びもとにもどつた。

c. ホンジュラス。一八九四年の憲法で廢止されたが、最近刑罰體系の構成部分となつた。

d. コスタリカ。一八八〇年以來廢止を固執している。

e. ニカラガ。一八九三年の憲法で明確に禁止している。

f. チリ。一九二九年の法案は死刑の廢止を規定していた。しかし死刑は再び、次第に累積する犯罪という流れをせき止めるのに最も適した手段と考えられるに至つた。最近一〇年間に一〇〇人が死刑の宣告を受け一〇人が處刑された。死刑を存置している國として更に、ボリビアとパラグアイがある。

g. ブラジル。一八九一年以來死刑廢止。

h. アルゼンチン。一九二一年以來死刑廢止。

i. コロンビア。死刑禁止を一九一〇年の憲法で宣明している。

j. エクアドル。一八九五年に廢止され、一九〇六年の憲法に、禁止の規定が明確に採用されている。

k. ベネツエラ。一八七三年以來廢止。

l. ペルー。一九二四年、死刑廢止。

m. ウルグアイ。一九〇七年九月二三日の法律によつて、一般の刑法のみならず、軍刑法についても明確に死刑を廢止した。死刑禁止は二五條に明確に規定され、一九一八年および一九三四年の憲法においても承繼された。この首尾一貫した態度は、死刑廢止國で唯一の例を示している。一九四六年二月五日、ウルグアイ政府はロンドンの國際聯合總會に對して、ドイツのA級戦犯に對する死刑の適用をやめるよう提案した。それはここに言及する價値がある。

「ウルグアイ代表は、その政府の指令に従い、國際聯合總會が、國際軍事裁判所に對し、ニュールンベルクの戦犯には死刑を適用してはならないという希望を表明することを要求する。ここ四〇年にわたりウルグアイは、軍事上の犯罪についても死刑を廢止してきた。死刑廢止は現在憲法の中に、その根本原則の一つとして基礎を置いている。

この原則に従い、ウルグアイは引渡し條約を締結する際に、死刑が引渡される人間に適用されないということについて合意がなされない場合には、條約に調印しなかつたし、今後も調印しないであろう。

我々の考えは上に述べた通りであるが、更にウルグアイ政府は、死刑は制裁されることによつて追及される目的を達し得ないと主張するものである。更に我々は、公の處刑は悖徳的な見せ物であり、

政治犯および戦争犯罪の場合には、處刑は正義が志向する模範に逆行する感情を惹起するものであるという見解をとつている。

更に、終身の強制労働は非常に重い懲戒であり、これは人命を民主的に顧慮することよく一致するものである。云々

22. クイーンランド 一九一三年以來處刑は行われなかつた。そして一九二二年に廢止された。ニュージーランドも第二次大戦の最中である一九四一年に死刑を廢止したが、殺人犯の増加は見られない。死刑を再び採用する努力は行われていない。この例は、イギリスの上院、下院の死刑廢止論者に絶好の論據を提供した。

23. ソヴェト聯邦 ソ聯が死刑を廢止した時は、世界は驚嘆したものである。しかしリープマンの權威ある研究によれば、すでにツァーの時代（一七五三年）に、「國家犯罪者」を除いて死刑は廢止された。

ソヴェトでは、死刑は「通常の刑種ではなく、通常ならざる種類の事情によつて要求される過渡的な刑種」と考えられた。かくて一九一九年二月の「ソヴェト共和國刑法に關する原則」は、死刑の適用に關して重大な制限を設けた。ここではしかし、それは「新秩序の基礎を破壊する重大な犯罪」に關する「最高の刑罰」として留保された。しかし一九二二年の第一刑法典第三二條には、刑種の中に死刑を含んでいない。しかし一九二四年の「ソヴェト同盟刑事立法の基礎」、および一九二六年のソ聯邦刑法では死刑が認められた。しかし一九二七年一月一日の「一〇月革命記念日の黨宣言」では死刑の適用領域は狭められている。

一九四七年五月二六日ソヴェト最高會議は平和時における死刑の

死刑廢止の歴史

完全な廢止を政治犯を含めてあらゆる犯罪について認めた。ここにおいては、死刑をブルジョワ、帝國主義者および被搾取者に對する搾取者の典型的な手段であるとし、應報刑に對してロシアの教育刑、改善刑が謳歌された。

一九五〇年一月三日基本法發効後に、ソヴェト最高會議は叛逆罪、スパイ、サボターージュに死刑を認めた。しかし殺人罪に關しては依然として死刑は排除されている。

24. トルコ 一九五〇年七月一日の國民會議に基づき死刑を廢止した。

これを包括してみると、基本法審議評議會が死刑廢止の決議をした時には、死刑廢止論者は三億九千萬人の住民をもつ、三〇のヨーロッパおよびヨーロッパ外の國で死刑が廢止されているという事實を援用し得たのであつた。

一三

基本法による死刑の廢止（二七六頁―二八七頁）

1. 基本法審議評議會の成立とヘレンキエムセーの憲法會議に對ける廢止問題の論議 基本法審議評議會のメンバーは、これ迄の各會議が直接國民によつて選舉された委員から成つていたのに對し、七五萬人の住民に一人の割合で、各ラントの議會から選ばれた委員で構成されていた。この選出方法は、出来るだけ速かに西ヨーロッパ陣營の諸地帯で憲法制定會議が成立するように圖られたものであつて、一九四七年一月二月のロンドンにおける四大國外相會議の失敗の後に、三地區軍政官が決定したものであつた。この仕事の準

基本法評議會別派別委員會議第十九表

キリ民主社會自由中	27
キリ民主社會自由中	27
キリ民主社會自由中	5
キリ民主社會自由中	2
キリ民主社會自由中	2
キリ民主社會自由中	2

勸告したという事實がこれを物語っている。

この決定の一週間後、一九四八年九月一日に基本法評議會（以下略稱）は活動を開始した。

2. 基本法評議會の構成 この會議で注目されるべきは、構成員の数がわずかに六五人であるという點である。もつとも後にベルリンから五人議員が参加したが投票権はなかつた。その黨派別議員数は第十九表の通りであり、その中婦人は四名であつた。平均年齢は五二歳で、大部分の者はカイゼルからナチスの時代までの、死刑廢止論争を経験していた。そしてアカデミカーは四七人を算えている。

3. 死刑廢止論争を投票の結果
a. 主務委員會における廢止論議。

(1) 第二讀會。従来の會議では、論争の重點が總會にあつたが、この基本法評議會ではむしろ、二人（キリスト教民主同盟・社民黨各八名、自民黨二名、その他各一名）の委員よりなる主務委員會に重點があつた。論議は第三讀會での投票まで三ヵ月半にわたつて行われた。

注目すべき點は、死刑廢止の要求が社會民主黨からではなく、ド

備のために、憲法會議がヘレンキエムゼーで開かれ、そこで意見書が作製された。ここでは死刑廢止に有利な態度がとられている。死刑の廢止、特に政治犯に關して注目するよう、基本法審議評議會に

イツ黨から出された點である。一九四八年一二月にドイツ黨議員ゼーボームは「生れ出でる生命は保護される。身體刑および肉體刑は禁じられる。死刑は廢止される」という提案をした。提案理由には過去一五年間のナチスの殘虐さが強調された。第二讀會では、更にヨーロッパ諸國での成果も論據とされた。驚くべきことに、社會民主黨がこれを支持しなかつた。わずかに共產黨議員が、ソヴェトを例にとつて賛成した。これに對し、刑法でこれを規定すれば充分で、基本法にまでとり入れることは餘計であるという聲が強かつた。かくして投票の結果この提案は否決された。

(2) 第三讀會。三週後に開かれた第三讀會では、社會民主黨からワグナーとカルロ・シュミットが立つて痛烈な攻撃を死刑存置論者に浴びせた。ゼーボームもこれと呼應して強力な論陣を張つたが、これに對する反撃に目ぼしいものはなかつた。

(3) 第三讀會の投票は一九四九年五月五日に行われ、わずか四人が死刑存置に賛成したのみで、壓倒的多數が死刑廢止に投票した。

b. 總會における廢止の論議。主務委員會の決議の翌日、總會に死刑廢止條項が送られた。

これに對してキリスト教民主同盟に屬する一〇議員が死刑存置のための刮目すべき活動をした。すなわち七二歳の老議員シャポール・ジュが「死刑問題について」意見具申をなし、死刑の存置に努めた。總會における論議は、シャポール・ジュとワグナーに二分された。

ワグナーは「恐るべき量の死刑におびやかされたドイツ國民こそ死刑に對する明確な決斷をなす動機を保有する」とし、國家を死

刑によつて守るといふことの不可能なことは「死刑を用いて荒れ狂つたナチス國家の崩壊を見ればわかる」と共產黨議員レンナーは補足した。

總會では、死刑廢止を規定した一〇三條につき壓倒的多數で可決してしまつた。

同日行われた基本法評議會では、四七對一五、保留二で基本法を是認する形勢となり、二日後に五三對一二で、基本法案は完全に承認された。最終草案では、死刑廢止の規定は一〇二條に位置する。

4. 廢止決定の意義 積極的には、第二條に保證された「生命および身體の不可侵性に對する權利」は、たとえ重大犯罪人の生命といえども侵害されてはならないという程、神聖、不可侵と考えられ、この原則を侵すことは決して許されなことを意味し、消極的には、死刑存置論者が死刑を基本法中に導入するには全議員の三分の二を獲得しなければならなくなり、非常にむずかしい形勢となつてしまつた。かくて死刑存置論者は全ドイツ統一憲法審議の際に活路を見出さねばならぬという形勢に追いこまれてしまつた。

一四

死刑廢止に對するドイツ輿論の態度（二八七頁―三〇一頁）

1. 法學者 基本法評議會の決定には、ラートブルッフほどの學者も全く豫期出来なかつたという事實は「死刑をかつて廢止しようとした者や、刑法の専門家にとつては全く驚くべきことだ」といふ彼の論説からも明らかである。しかし犯罪が恐るべき増加を示し

ている現在において、冷靜な歩みが民衆の中に多くを占めていないという事實に基づき、過渡期の民衆の聲が人道的行爲を逆行せしめることに注意しつつ、「一時的な民衆の敵對的な聲に對し自分達の立脚點を堅持し、教養のない大衆の血にうえた要求に對して弱腰にならないように、更には又今後、民衆を教育することによつてこのような本能的要求の擴大に有効に對處しなければならぬ」とラートブルッフは言つてゐる。

ミッテルマイエルは、死刑の廢止を心から喜びつつ、これはナチス時代の死刑の増大もさることながら、ニュールンベルク裁判であまりにも多く死刑が課せられたことも原因であるとしている。學界は大體において賛意を表しているが、實務家の中には、當時横行した「自動車強盜」を例にとつて反論する者もいた。

2. 刑務所長、教悔師 これ等の人々の多くは死刑廢止を歡迎しなかつた。それは、ハンブルク、ミュンスター等一二の刑務所の中、シュウエービッシュ・ハルのみが「惡を克服するにはメスではなく、愛と聰明さに依據する環境」のみが可能であるとして賛成した外は、終身懲役刑の受刑者で脱獄や看守殺しの場合に難點があるとして反對を表明した。

教悔僧の多くも、例えば彼等の經驗からして自由刑では殺人犯を改善することが不可能であるとか、死刑は殘忍な犯罪者の精神を動搖して改心せしめるのに必要な方法である等を理由として死刑廢止に反對した。賛意を表した者もないことはなかつたが少なかつた。

3. 新聞 各有力新聞において最初は賛意を表する記事が壓倒的であつた。當時アレンスバッハの輿論研究所で行われた結果、下

イツの民家の多くは死刑の存置を要求しているという記事が發表された。一九四九年三月に行われた調査では、74%が存置に賛成したが、殺人以外の犯罪に死刑を存置することには賛成していない。戦争犯罪に對しては解答者の77%が死刑反對を表明した。

總會の決定的な議決が行われて後、新聞には相變らず死刑廢止論が多かつた。ただその中で、"Westfälische Tagesblatt"が、このような重要な問題について基本法評議會が輿論を背景にすることを怠つたのは、「非民主的な氣質の表われである」ときめつけている。最もはげしい攻撃をした、"Rheinischer Merkur"では「死刑こそ神によつて國家に委ねられた公共の福祉の維持の手段である」としている。

4. 占領軍裁判所 基本法が發効後、占領軍の裁判管轄權にどのような影響を與えるかという點に意味があつた。イギリス占領軍は、占領軍の現行法にも影響なく、將來の立法にも何等制限を與えるものではないという見解をとつた。しかし、基本法發効後に起つた事件で、死刑を宣告されたものは、控訴裁判所で懲役を言い渡されてゐる。

アメリカ軍の法廷でも、基本法の死刑廢止の規定を裁判に適用した。その判決理由には「國民全體によつて非難されている刑罰を課するとは、正義の感情にも、人道の感情にも違反する」と論じてゐる。

フランス軍事裁判所の判例にはこの問題はまだ現われていない。

聯合軍高等辨務官法令(一九四九年一月二五日)發効以來、占領軍法廷が死刑を課する場合は、スパイ行爲、聯合軍々人に對する

武器を用いた攻撃等に限られることになつた。

5. ベルリンおよびソヴェト占領地帯 西ベルリンからは、前述の如く五人の議員を基本法評議會に送つたが、投票權はなかつた。國家法的にみると、基本法による死刑の廢止はベルリンには効果を及ぼさず、事實、ベルリンの陪審裁判所は死刑をたくさん科していたが、ベルリン市の參事會に社會民主黨員が勢力を得るにつれて、現行の法狀態を變更することが期待され、一九四九年一二月初の參事會で、死刑を執行しないことに決定した。そして「近い内に」死刑廢止の法律が市會に提出される筈である。

ベルリン市の法律家は、必ずしも死刑廢止に賛成をしていない。例えばレーベントール・ベルリン地方裁判所長やストルックベルルク高等法院長は、死刑存置を主張している。

ソヴェト占領地帯には依然として死刑は存在している。一九四七年から一九五〇年迄は、かの最高會議議長長の布告に基づき、ドイツ人被告人も死刑を適用しなかつた。その後、布告の改正に伴い、死刑は「叛逆、スパイ、サポーター・ジュ行爲」に限つて認められた。

いずれにせよ、東ドイツにおける死刑の問題は、ソ同盟におけるそれを敏感に反映しているものと見てさしつかえない。

一五

ドイツ聯邦議會における死刑再導入の企圖(三〇一頁—三〇一頁)

死刑廢止が基本法に規定されて、死刑論論争に終止符がうたれたとは誰しも想つていなかったことであつたが、基本法發効後七ヶ月

第二十表 基本法評議會と聯邦議會における黨派別分布

黨派	基評會	聯邦議會
キリスト教民主同盟	27	142
社會民主黨	27	136
自由民主黨	5	53
バイエルン黨	—	17
ドイツ黨	2	16
共産黨	2	15
經濟再建聯盟	—	12
中央黨	2	10
ドイツライヒ黨	1	6
シュレスウィック派屬	1	1
無所	—	2
總計	65	410

死刑廢止の歴史

で、バイエルン黨から「ドイツ聯邦共和系基本法第一〇二條は廢止される」という、一條からなる法案が聯邦議會に提出されたことも又あまりにも早い話であつた。バイエルン黨は、第四黨であるにも拘らず、基本法評議會に委員を送らなかつたので、基本法がバイエルン地方議會で審議された時には、「ボンの暴力行爲」を「基本法」と呼ばず「ガラクタ法」とのしつたほどである。

バイエルン黨は、死刑の再導入を非常に緊急を要するものと考えたので、近く豫定されていた刑法改革の途次でそれを論議しようと思はず、直ちに死刑廢止の是非を判斷しなければならぬとした。かくて、憲法改正に必要な三分の二を獲得出来るあてもなく、右法案の審議を議事日程に入れることを提案した。かくて一九五〇年三月二七日聯邦議會で四時間にわたつて論議が重ねられ、投票が行われ

た。全議員の黨派別分野は第二十表の通りであつた。論議された死刑存否の論戰の中特にあげるに價する

ものを拾つてみると、バイエルン黨を代表してエッツェルが一九一二年のウーイン法賣會議の投票結果を指摘して、死刑存置の論據としたが、彼はその中で、死刑を基本法に規定しているのは外國にもその例を見ず、基本法評議會の如き民衆の代表でなく、勝利者の命令で出來た機關は民衆に助言を求めることなく、このような「改革」をしてはならないと根據のない演説をした。ドイツ黨の死刑存置派を代表したエヴェルスは、應報の原理に論據を置いた。彼の討論中には裁判の誤謬にふれた箇所があるが、大したことではない。自由民主黨からは、ノイマイヤーが立つた。彼も裁判の誤謬にふれ、「科學および刑事學によつて發達した補助手段は非常に進歩したから、罪證々明に基づく誤判は今日では非常にまれになつた」としている。彼は、死刑廢止によつて犯罪が増加したと強調している。ドイツライヒ黨からはミースナーが賛成討論をした。彼は改善とか教育とかいうものは、青少年にいえるのであつて、海千山千の重罪犯人には應報のみが正しい原理であるとした。

死刑廢止論者からは、まず自由民主黨に屬する司法大臣デーラーが立つて反對論を述べ、まだ廢止して聞かないのに、存否を論ずることの性急さをいませめた。キリスト教民主同盟からはクラインデインスト議員とラフォレット議員が立つて、死刑の問題だけをとり上げて論ずることは意味がなく、デーラーの言うように刑法改革の時に詳しく論議すべきであるとし、基本法評議會は當時ドイツ國民の全體意思を代表する唯一の機關であつて、決して單なる占領軍の執行機關におわつていたのでなかつた、と明言した。ワググナー議員も再び立つて、基本法に署名したインクも乾かない中に論じる

第二十一表 一〇二條廢止提案

黨派名	賛成	反対	保留
キリスト教民主同盟	42	66	9
社会民主黨	—	109	—
自由民主黨	27	17	1
自由イッソ	21	1	—
自由邦同盟	10	10	—
自由邦同盟黨屬	—	12	—
自由邦同盟黨屬	3	1	—
總數 329 の中	103	216	10

第二十二表 一〇二條の補足提案

黨派名	賛成	反対	保留
キリスト教民主同盟	73	29	14
社会民主黨	—	110	—
自由民主黨	28	14	—
自由イッソ	20	1	—
自由邦同盟	10	9	—
自由邦同盟黨屬	—	11	—
自由邦同盟黨屬	3	1	—
總數 323 の中	134	175	14

性急さをせめつつ、立法者は民衆の盲目的衝動に従うのではなく、教育し人道への道を先行しなければならぬとした。婦人議員マイヤー・ラウレも、再び非人道性に逆行する愚をせめ、「汝殺すなかれ」という誠めは、人間の善意を信じなければならぬ國家にも妥當すると説いた。更に自由民主黨からも死刑廢止論者が多く出るに及んで、大勢は決した感があった。

かくして行われた投票により、死刑を再び導入しようとするバイエルン黨の企圖は挫折してしまつた。

その後の聯邦議會における死刑問題について簡単にふれておくと、一九五一年六月二日に總會において、バイエルン黨の提出し

た「殺人罪に死刑を導入する」法案に對し、出席一六八議員の中、保留六、賛成九〇、反対七二で可決され、たとえプログラム的にもせよ、ともかくも死刑を再び導入する決議がなされたことは世人の注目をひいた。

一九五二年九月一〇日には、今度はドイツ黨が「ドイツ聯邦共和國基本法第一〇二條は廢止される」という法案を提出し、その數日後にバイエルン黨が第一〇二條第二項に「この規定は殺人罪および誘拐罪には適用されない。詳細は聯邦法がこれを規定する」という補充法案を提出し、第一讀會が一九五二年一〇月二日に開かれて、これに對する論議が行われ、投票がなされた。更に一〇月三〇日に總會において兩提案とも否決されてしまつた。投票の内譯は第二十一・二十二表の通りである。

この表からもわかる通り、キリスト教民主同盟の中で、かなりの動搖があつた。著者デュージングは、この現象からも、將來同じようなケースで死刑の問題は論じられ、そして黨派間にいろいろな波紋を起すことを豫想しつつ、ラートブルッフの言葉をかりながら、死刑の廢止が「新しき世代のよき端緒として我々に贈られる」ことを希望している。

一六

むすび

デュージングの著書には三一頁から三一九頁にかけて、死刑廢止以後のドイツ聯邦共和國における殺人罪の展開を、統計的に眺め

ている。わずか二三年の統計的數値で、基本法に死刑が廢止されたという事實が、如何に犯罪に影響を與えたかを推論することの困難さを私は指摘したく思う。だから、デュージングがバーデン、バイエルン等の一二の地方における殺人犯罪の詳細な表を提供しているが、ここではその結論だけをみておくにとどめる。即ち、

「ドイツ聯邦議會でくり返し主張された「死刑廢止が兇惡犯罪の増大を來たした」という點は、これ等の統計から全く根據のない論議であることは明白である。」

西ドイツ共和國基本法に、死刑廢止の條項が明記され、一切の死刑が現行制度から抹殺されたという事實は、少くとも兇惡犯罪の増加を急激に來たしてはいないということは、主張してよいであらう。

X X X

基本法評議會が死刑廢止を決議したのは、一〇〇年という歴史の流れの結果であつた。そして、バイエルン黨が聯邦議會で行つた「國民の90%乃至100%が死刑存置を希求している」という主張が誤りであることは、フランクフルト國民會議で59%、プロシア憲法制定國民會議で88%、北ドイツ聯邦議會第二讀會で59%、同第三讀會で48%、ワイマル國民會議で46%、基本法評議會主務委員會で78%もの死刑廢止論者があつたという事實からして明らかである。

更に、死刑廢止が、社會主義政黨の成果であるとする見解も誤まりであることは、この政黨が生れる以前にすでに死刑廢止が決議されたという歴史的事實からも、更にはフランクフルト會議で投票した一四人の聖職者の中九人、プロシア會議では三八人の聖職者の中三一人、北ドイツ聯邦議會第二、第三讀會を通じて四人の聖職者が

死刑廢止の歴史

終始一貫して、いづれも死刑廢止に投票したという事實から明らかである。まことに死刑廢止論においては、リープマンの言葉にある如く「眞黒なカトリック僧が眞紅の社會民主黨員と一致し得る」のである。この一致は、ワイマル時代には達せられなかつたが、ナチスの血に彩られた諸經驗を経て再び達せられ、これが死刑を導入しようとする勢力を迎撃して、この野望を粉碎することが出來た。デュージングの著書は、ドイツ國民が心から希望している東西兩ドイツの統一憲法にも、「死刑は廢止される」という條項が規定されることを、これ等の諸勢力の一致に期待して結んでいる。

(一九五六・八・一七)

追記

死刑論の資料を書き終えて、ますます死刑問題の持つ複雑さと、科學的一義的な結論を出すことの不可能さを覺えるのみである。

さればこそ、いづれの側にせよ多數の人間の賛成を得て、その歸結に従うという多數決原理の必要を感じる次第である。

賛成反対いづれの側にも、それぞれの態度決定のための資料を客觀的に提出したつもりであるが、或は筆者の態度によつて客觀性をゆがめたところがあるとすれば、誠に恐縮である。

死刑というテーマには魅力がある。更に資料を集めて、理論的な問題を今少し追及してみたいと思つている。

終りに、ドイツにおける政治の歴史、その用語例について、法學部助教多田眞鋤氏の御教示を得た。もとより文中で使用を誤つた箇所があれば、その責任は筆者にある。心からの感謝を同氏に捧げて筆を擱きたい。

六三 (一一九一)